

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年11月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和3年11月21日 07時35分ごろ
発生場所	大分県大分市関埼東北東方沖 関埼灯台から真方位073° 1,200m付近 （概位 北緯33° 16.2′ 東経131° 54.9′）
インシデントの概要	水上オートバイ300L <sup>エルエックス</sup> Xは、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年11月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	水上オートバイ 300LX、0.1トン 290-62413大分、個人所有 ガソリン機関、船内機、4サイクル、出力213.0kW、回転数毎分7,750、4気筒、ボア83.0mm、使用燃料ガソリン、平成24年5月進水
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、関埼沖で、主機の始動及び停止を繰り返し、釣り場を移動しながら釣りを行っていた。</p> <p>船長は、釣りを行った後、釣り場を移動する目的で主機を始動しようとしたところセルモータが回らず始動できなかった。</p> <p>船長は、主機の始動を何度か試みたものの始動できず、その後、始動できない原因を特定できなかったため、航行不能と判断して携帯電話で海上保安庁へ通報を行い、本船は、海上保安庁の要請を受けて来援した水難救済会所属の漁船によって大分市佐賀関漁港にえい航された。</p> <p>船長は、帰港後、バッテリーの過放電ではないかと思い、バッテリーを充電し、主機の始動を試みたところ、主機が始動した。</p> <p>本船は、本インシデントの約1か月前に、約6か月ぶりに使用されていた。</p> <p>船長は、今までバッテリーに不具合が発生したことがなく、本インシデント当日の出航前にバッテリーを充電したので、バッテリーは十分に充電されたと思い、電圧の確認を行わなかった。</p> <p>日本小型船舶検査機構が作成した水上オートバイのメンテナンス</p>

	<p>ガイド（インターネットのホームページにより閲覧可能）によれば、水上オートバイのバッテリーは、容量自体が小さいため比較的簡単に放電し、長期間放置すると機能が低下するので、定期的に充電を行い、使用前に電圧等の点検整備を行うこととされていた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、年に数回しか使用されずバッテリーの充電量が低下した状態で、船長が、今までバッテリーに不具合が発生したことがなく出港前にバッテリーを充電し、バッテリーは十分に充電されたと思い、バッテリーの電圧の確認を行わないまま出港し、主機の始動及び停止を繰り返したことから、バッテリーが過放電の状態となり、漂泊した後、主機の始動ができなくなって、運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、年に数回しか使用されずバッテリーの充電量が低下した状態で、船長が、今までバッテリーに不具合が発生したことがなく出港前にバッテリーを充電し、バッテリーは十分に充電されたと思い、バッテリーの電圧の確認を行わないまま出港し、主機の始動及び停止を繰り返したため、バッテリーが過放電の状態となり、漂泊した後、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、出港前にバッテリーの電圧の計測を行うこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、長期間使用しない場合でも定期的にバッテリーの充電を行うこと。</li> </ul>